主 文

本件上告を棄却する。

当察における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高橋真三次の上告趣意は、収税官吏が本件犯則事件を調査するためにした 臨検、捜索及び差押が国税犯則取締法二条、三条に違反し、憲法三五条に違反する と主張する。しかし、論旨は、原判決そのものがいかなる点において刑訴四〇五条 に定める上告理由に当る違法があるかについては、何等具体的な主張をしてはいな い。論旨は、それ故採るを得ない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二六年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
部	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官